

令和7年

第2回本巢市教育委員会会議録

(令和7年2月18日)

本巢市教育委員会

## 第 2 回 本 巢 市 教 育 委 員 会 会 議 録

会議の場所 本巢市役所 本庁舎 3階 大会議室  
会 議 令和7年2月18日 火 曜日 午後3時10分  
出 席 者 教 育 長 川治 秀輝  
教育委員 汲田 美枝子  
教育委員 小澤 明年  
教育委員 黒田 隆吉  
教育委員 松浦 尚美

本委員会に職員として出席した者の職氏名

|          |        |                      |
|----------|--------|----------------------|
| 教育委員会事務局 | 高木 孝人  | 教育委員会事務局長<br>兼教育総務課長 |
|          | 薄田 茂樹  | 参事兼学校教育課長            |
|          | 野原 徹二  | 参事兼社会教育課長            |
|          | 脇田 純一  | 幼児教育課長               |
|          | 新井 恒雄  | 学校教育課主幹              |
|          | 長沼 有希子 | 幼児教育課主幹              |
|          | 小林 恵美  | 教育総務課総括課長補佐          |
|          | 高橋 利昌  | 社会教育課総括課長補佐          |
|          | 吉田 征司  | 学校教育課課長補佐            |
|          | 翠 巖    | 学校給食センター所長           |
|          | 廣瀬 義隆  | 社会教育課課長補佐            |

### 議 題

- 議第3号 議会提出議案に係る意見聴取について（令和7年度本巢市一般会計当初予算のうち、教育に関する事務に係る部分について）
- 議第4号 本巢市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例について
- 議第5号 本巢市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議第6号 本巢市外国語指導助手の任用及び給与その他の給付に関する規則の一部を改正する規則について
- 議第7号 本巢市体育施設及び開放施設利用団体の登録に関する要綱の一部を改正する訓令について

議第 8 号 令和 6 年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について

その他

(1) 次回教育委員会開催期日について

開会 午後3時10分

川治教育長 : 開会を宣告した。  
川治教育長 : あいさつ、報告の中で、①本巣市総合教育会議のお礼。ご意見は今後に生かしていきたい。②汲田美枝子職務代理者の退任について。また、後任の藤木節子さんについて話しをした。

---

川治教育長 : 各課からの報告を求めた。  
薄田課長 : 資料に基づき説明した。  
脇田課長 : 資料に基づき説明した。  
野原課長 : 資料に基づき説明した。

---

川治教育長 : 議第3号「議会提出議案に係る意見聴取について（令和7年度本巣市一般会計当初予算のうち、教育に関する事務に係る部分について）」を議題とし、事務局に説明を求めた。

高木事務局長 : 令和7年第1回本巣市議会定例会に提出する令和7年度本巣市一般会計当初予算のうち、教育に関する事務に係る部分について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により意見を求める旨を告げ別紙令和6年度一般会計当初予算の概要（教育委員会関係）に基づき説明した。

川治教育長 : 質問はないか。

黒田委員 : 大型ディスプレイは全部入るのか。

高木事務局長 : 小学4年生以上、特別支援学級、中学校が入る。小学1年～3年生は入らない。

黒田委員 : 黒板に貼ってある白のシートはどうなるのか。

高木事務局長 : 予算に入っていないため取らない。

黒田委員 : 視察研修で名古屋市立山吹小学校へ行ったが、そこのは小さかった。別の話だが、本巣小学校は全児童数の約10%が特別支援学級に入る予定なんですね。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

---

川治教育長 : 議第4号「本巣市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する

る基準を定める条例について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

脇田課長 : 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和6年法律第47号）の公布に伴い、児童福祉法（昭和22年法律第164号）の一部が改正されたことにより、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定めるため、この条例を定めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定より意見を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長 : 質問はないか。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

---

川治教育長 : 議第5号「本巣市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

脇田課長 : 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第61号）の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、この条例を定めることについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定より意見を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長 : 質問はないか。管理栄養士は栄養士の資格を取ってから管理栄養士になるのではないか。

脇田課長 : 今回の改正は管理栄養士の資格の改正に伴う改正になる。栄養士は県知事から免許を受ける。管理栄養士は国家資格になる。改正により栄養士の資格がなくても、国家資格が取れるようになる。

川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。

川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。

---

川治教育長 : 議第6号「本巣市外国語指導助手の任用及び給与その他の給付に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

吉田課長補佐 : 総務省・外務省・文部科学省の三省から岐阜県国際交流課を通じて通知があったため、本巣市外国語指導助手の任用及び給与

その他の給付に関する規則において、報酬月額を改正する旨を  
告げ資料に基づき説明した。

- 川治教育長 : 質問はないか。  
川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。  
川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。
- 

川治教育長 : 議第7号「本巢市体育施設及び開放施設利用団体の登録に関する要綱の一部を改正する訓令について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

廣瀬課長補佐 : 体育施設の予約方法には、予約システムによるオンライン予約と、公民館窓口で書類を提出する窓口予約があります。窓口予約の際は、登録の際に発行した「団体登録証」の提示を求めますが、オンライン予約はその限りではありません。現在、オンライン予約が浸透したことで、窓口で団体登録証を提示する機会が激減し、発行の必要性が無くなっていることから、団体登録証自体を廃止する旨を告げ資料に基づき説明した。

- 川治教育長 : 質問はないか。  
川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。  
川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。
- 

川治教育長 : 議第8号「令和6年度要保護及び準要保護児童生徒の認定について」を議題とし、事務局に説明を求めた。

吉田課長補佐 : 本巢市就学援助費支給要綱第3条及び第4条の規定により、要保護及び準要保護児童生徒の認定について教育委員会の認定を求める旨を告げ資料に基づき説明した。

川治教育長 : 質問はないか。資料の申請合計数とそれに対する認定等の内訳の合計が合わないので、確認すること。

- 吉田課長補佐 : 1件申請されているが税の書類が間に合っていない人です。  
川治教育長 : 質問等がないことを確認し、原案のとおり承認するかを諮った。  
川治教育長 : 異議がなかったため原案のとおり承認した。
- 

川治教育長 : 日程5「その他」について説明を求めた。

小林総括補佐 : (1) 次回教育委員会開催期日について諮り、3月7日(金)  
午後1時30分に決定した。

---

小林総括補佐 : 以上で提案された案件は終了した旨を告げ、委員会を閉会と  
した。

閉会 午後4時12分